

**連携で共創する地域循環圏めざして
個別リサイクル法見直しに向けたマルチステークホルダー会議（第２回）
家電リサイクル法 議事録**

日時：2013 年 10 月 23 日（水） 13：00～14：40

場所：プラザエフ 4F シャトレ

出席者：7 名（敬称略）

◇中央官庁（オブザーバー参加）

庄子真憲（環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室長）

江澤正名（経済産業省情報通信機器課環境リサイクル室長）

◇専門家

田崎智宏（国立環境研究所循環型社会システム研究室室長）

◇NPO

浅井直樹（NPO 法人中部リサイクル運動市民の会）

◇リサイクル事業者

中島賢一（㈱リーテム会長）

◇消費者

鬼沢良子（NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長）

■コーディネーター

崎田裕子（NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長）

プログラム

1. 第 1 回目「各主体からの課題提起」の振り返り
2. 各種リサイクル法見直しに向けた EU 視察報告
3. 各ステークホルダーからのご発言
4. 会場交え、意見交換
5. 省庁ご担当者からのコメント

1. 第1回目「各主体からの課題提起」の振り返り

崎田氏により、第1回の振り返りが行なわれた。

2. 各種リサイクル法見直しに向けた EU 視察報告

足立氏（NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット）より報告がなされた。（詳細は、別添資料参照）

3. 各ステークホルダーからのご発言

①田崎氏

リユースと前払いが前回の論点だったが、「連携」という意味では、収集、回収を論点に入れるべき。前払いは仕組みの議論であり、連携の議論ではない。リユースも全員が関わるものとは言いがたいのが理由。

②浅井氏（詳細は、別添資料参照）

【最大の課題：後払い制】

- ・ リサイクル料金の後払い制が、消費者（排出者）からの割高感、負担感、回避できるものなら回避したい＝不用品回収業者への潜在的誘導、となっている現実がある。
- ・ 特定された品目、限定されたメーカー数であるにもかかわらず、なぜ預り金制度ができないのか。自動車業界ができて家電業界はなぜできないのか。
- ・ 不用品回収業者が回収した家電の大部分は「ミックスメタル」という形で輸出される。現場（環境省地方事務所）は良く頑張っており（水際の規制）、効果も発揮している。
- ・ ライセンスのない集荷業者の名義借りによる輸出が家電のミックスメタル混入の温床。税関への輸出申請をしないので、検査をすり抜ける。港での船積み現場での抜打検査が望まれる。

【中国の家電リサイクルの一端】

- ・ 中国の家電リサイクル業者を視察する機会があった。テレビ、コピー機、冷蔵庫などがあった。
- ・ 中国では、手選別に勝る選別はない、という考え方が一般的だ。
- ・ 中国は資源が少なく、日本よりも資源に対して貪欲。

③中島氏

- ・ （浅井氏の発表に対してのコメント）中国は後処理のラインがまだまだ未整備。
- ・ 審議会等で感じること：当事者の意識が低い。（例：リサイクル券を貼らない小売店を見かける等）

- ・ 前払い制：メーカーはあまりやりたくない様子。消費者の立場に立っているような発言（消費者の負担が増える等）をしつつも、既存の体制を守りたい姿勢が見え見え。消費者の負担を減らすような方向性も打ち出せるはず。透明性を確保し、処理料金を下げる努力をすべき。
- ・ 国内でのリサイクルを優先する仕組みを。

4. 会場交え、意見交換

（崎田氏による整理）

- ・ 審議会等で前払いを望む声が多かったのに対し、メーカーは、制度を変えるための負担を主張する。明確な対立構造になってしまう。論点を広げるにはどうしたらいいか。
→ひとつは、義務外品の回収という論点。

①田崎氏

【前払い制について】

単に前払い制といっても様々で、各々がイメージしている前払い制が違うのではないかな。例えば、①将来充当方式（自動車リサイクル法のような仕組み）、②当期充当方式（年金のような仕組み）、③製品の価格の中に入れ込む方式が考えられる。①は家電の場合には非現実的と考えている。②、③は世界的にも例がある。③の場合、リサイクル料金と製品料金をまとめて値下げ、という事態が起こりうる。リサイクル料金を正當に下げて効率化を図るのは問題ないが、必要最低限以下まで下げてしまうのは問題だ。

【前払い制における料金の払い戻しについて】

徴収したリサイクル料金を誰に払い戻すか、という論点も欠かせないが、きちんと議論されていない。例えば、①リサイクルプラントのみ、②回収したと言う人全員、③適正に処理をしたと報告した人（認証された人）に払う場合などが考えられる。

自動車リサイクル法では、フロン、エアバック、ASR を回収した費用分をリサイクルプラントに払い戻ししているだけであり、自動車本体の全ての部品・素材の費用が前払いされているわけではなく、市場でまわる有価なもの除かれている。家電製品に当てはめると、製品から部品を取り外して回収する場合に払い戻しをするのか、フルで回収したときにだけに払い戻しをするのかなど、いろいろなパターンがさらに考えられる。

【収集運搬料金の前払い制について】

前払い制にする場合、リサイクル料金だけでなく、収集運搬料金もどのように前払いにするのか考える必要がある。収集運搬料金は地域により異なる。これを一律にするのか。差をつけるのか。合同審議会では、この件についてはまだ小売から意見が出ていない。

以上のように、いろいろある前払いの内容を明確にして議論すべきではないか。

(崎田氏による整理)

- ・ 前払いが推される理由：不法投棄、不適正処理等を防ぐため。
- ・ 義務外品をどこに持っていけばいいのか、消費者に分かりにくいのではないかな。どのような仕組みが整えばいいかな。

②浅井氏（自治体の職員だった立場から）

- ・ 家電 4 品目は、家電リサイクル法制定前は処理困難物だった。（冷蔵庫、エアコン：埋め立てごみとして集め、フロンを回収し、不燃素材の破砕機へ。テレビ：PCB を回収後、直接埋め立てや破砕機へ。洗濯機：バルンサーを回収してから破砕機へ）
→法制定でメーカー責任になり、こんなにいいことはない、と当初は思っていた。
→不法投棄のリサイクル料金を自治体が払う事態になってしまった。
- ・ 市としては、市民に廃棄方法の広報をしていた程度。

Q.自治体が家電のリサイクルをする場合（過去）と、不法投棄を回収してリサイクル料金を払う場合（現在）とでは、どちらが負担が大きいのか？

A.コスト計算はしたことがないが、負担感で言うと、回収し、コンプレッサーを外し、破砕するのは大変だった。リサイクル料金を払うほうが楽なのではないか。

③中島氏

- ・ 買い替えの際の費用負担はある程度納得感があるだろうが、義務外品の費用の負担感をどう軽減するか。
- ・ どこに持っていくのか分からない、負担感があるために、義務外品が回収業者へ流れることも。義務外品の回収システムを構築すべき。
- ・ 回収後の処理が不明瞭。
- ・ 家電リサイクル法の範疇から外れたもの（ドアが外れてしまった冷蔵庫など）が、リサイクル業者に持ち込まれ、海外流出につながることもある。

(崎田氏による整理)

- ・ 負担感の軽減に関して：ベルギーでは、コンテナパークに自分で運ぶと無料、という話もあった。
- ・ 指定引き取り場所をしっかりと告知する。→重いという問題もある。

④浅井氏

大枠としては、製品購入時に処理料金が含まれているのか、廃棄するときに払うのか、という 2 つがあるだろう。私は、前者がいいと考えている。自動車リサイクル法の導入によって、自動車の不法投棄が減った（自治体職員時代の体験）。家電に関しても、前払いをベースに、品目に応じて充当方式を変えればいいのではないかな。

⑤会場からのご意見

- ・ そもそも義務外品とは何か？
→購入場所が明確な場合は義務、店がなくなったり分からないときは義務外になる。
- ・ 家電製品のリサイクル料金には収集運搬費が入っていたと思うが？
→指定引き取り場所までの運搬費は、小売業者や消費者の負担になっている。これはリサイクル料金とは別物。
リサイクル料金の中には、指定引取り場所からリサイクル場所に運搬する費用（二次運搬費）と、リサイクル処理料が入っている。
- ・ （指定引き取り場所までの運搬費は）消費者が小売店に持っていけば無料、小売店に取りに来てもらうときは有料になっている。指定引取り場所からリサイクル業者への運搬費は、リサイクル料金に含まれているとの発言があったが、実際は消費者の負担になっている。
→事実確認をしたい。

5. 省庁ご担当者からのコメント

庄子氏

- ・ （浅井氏から）地域の現場ではリサイクル料金について混乱が見られるとの指摘があった。制度の信頼が損なわれかねないので、しっかり考えていきたい。
- ・ 指定引き取り場所に持っていけば、一律料金(ユニバーサルサービス)となっているが、収集運搬費、義務外品については地域により差がある。ユニバーサルサービスの観点をどう考えるかも課題である。
- ・ 不法投棄の処理責任は市町村にあるが、他地域から持ち込まれるものもある。

江澤氏

- ・ 前払いにはいろいろな論点、観点があり、複合的に考慮する必要がある。だが、この場で議論すると消化不良になるのではないかな。
- ・ 制度の根幹よりも、幅広く各論を議論したほうがいいのではないかな。(例：義務外品について)。あるいは、各ステークホルダーの実態を共有することが大切。
- ・ EU の方式：前払いでも後払いでもない。収支均衡方式といえるかな。
- ・ 義務外品を自治体に取り扱うようにするのはひとつの方式かな。

以上